締約国に関する情報
ＦＩ

フィンランド

附属書 Ｂ１
ＦＩ

一 般 情 報

国内官庁の名称	Finnish Patent and Registration Office (PRH) （フィンランド特許登録庁（ＰＲＨ））
所在地	Sörnäisten rantatie 13 C, Helsinki, Finland
郵便のあて名	FI-00091 PRH, Finland
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(358)(0)29 509 50 00 registry@prh.fi http://www.prh.fi/ (358)(0)29 509 53 28
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	請求がない限り提出義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある[2]
フィンランドの国民及び居住者のための管轄受理官庁	欧州特許庁（ＥＰＯ），フィンランド特許登録庁（ＰＲＨ） 又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令[3]は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合，出願は制限される： 居住者による出願
フィンランドが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：フィンランド特許登録庁（ＰＲＨ） 欧州特許：欧州特許庁（ＥＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案（実用新案は，国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる） 欧州：特許

［次頁に続く］

1 ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2 出願書類をＤＡＳから取得できるようにするための請求方法の詳細に関しては，次を参照されたい：http://www.prh.fi/fi/patentit/patentointi_ulkomailla/etuoikeus/das.html

3 国防上の重要発明に関する法律（551/1967）第２条。

ＦＩ	フィンランド（続き）	ＦＩ
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料はユーロ建で支払う。すべての手数料の支払には，国内出願番号（不明であれば国際出願番号を使用することができる），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。 次のいずれかの方法による手数料の支払が可能である。 (i) 国内官庁におけるクレジット・デビットカードによる支払 (ii) 次の銀行口座のいずれか１つ宛の振込 Nordea Bank Abp 口座番号：FI9716603000104227 BIC Code: NDEAFIHH Danske Bank A/S, Finland Branch 口座番号：FI3489199710000732 BIC Code: DABAFIHH 出願人は，国内官庁が手数料全額を必ず受領する支払方法を選択しなければならない。	
国際型調査に関するフィンランドの規定（ＰＣＴ第15条）	フィンランド特許法第９条及び特許勅令第５条	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 国際出願後，フィンランド語若しくはスウェーデン語による翻訳文の提出，又はフィンランド語若しくはスウェーデン語による国際出願の場合には，出願時の国際出願の写しの提出，又は英語による出願若しくは翻訳文提出の場合には，フィンランド語若しくはスウェーデン語による請求の範囲の翻訳文の提出によって，特許の付与に基づき損害賠償を請求できる意味の仮保護が出願人に与えられる。損害賠償は事情により相当と判断される範囲に制限され，仮保護の範囲は出願及び特許の双方の請求の範囲に記載されている事項に制限される。特許法第33条，第58条及び60条参照。 欧州特許を目的とする指定の場合： 出願の請求の範囲のフィンランド語による（又は出願人の母国語がスウェーデン語であればスウェーデン語による）翻訳文についての国内要件を満たすことを条件として，特許が付与された時点で，事情により相当とする賠償金保護が与えられる。この保護は，当該出願と特許の双方の請求の範囲に制限される。	

［次頁に続く］

ＦＩ	フィンランド（続き）	ＦＩ

フィンランドが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について	
フィンランドが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合，管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）

欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照